



2021年8月6日

各 位

会社名 株式会社フィードフォース
代表者名 代表取締役社長 塚田 耕司
(コード番号：7068 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理本部長 西山 真吾
(TEL. 03-5846-7016)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、定款の一部変更につき承認を求める議案を、下記のとおり2021年8月25日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は2021年6月18日に開示いたしました「持株会社体制への移行に伴う吸収分割(簡易吸収分割)契約締結、商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載の「IX. 定款の一部変更(商号及び目的の変更)」に追加することとしております。

記

1. 定款変更の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(以下「改正産競法」という。)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、現行定款第13条第2項を追加するものであります。

なお、第13条第2号の変更は、株主総会での決議に加え、改正産競法の定めにより、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認(以下「本確認」という。)を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第12条 (略)	第1条～第12条 (同左)
第13条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。	第13条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。
(新設)	<u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第14条～第44条 (略)	第14条～第44条 (同左)
附則 第1条 (略)	附則 第1条 (同左)
(新設)	<u>第2条 (株主総会の場所に関する経過措置)</u> <u>第13条 (招集) 第2項の規定の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則第2条は、上記の効力発生日をもってこれを削除する。</u>

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会 2021年8月25日 (予定)

定款変更の効力発生日 2021年9月1日 (予定)

以 上